

令和元年 9 月 27 日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省年金局
事業管理課給付事業室

障害年金の不利益処分等に係る理由記載の充実について

平素より年金事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、行政手続法第 8 条及び第 14 条の規定の趣旨に鑑み、障害基礎年金及び障害厚生年金に係る不利益処分及び申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合の理由記載の充実を図るため、下記のとおり、不利益処分等の処分理由を付記した文書（以下「理由付記文書」という。）を作成し、処分通知書と併せて送付することとしました。

つきましては、今後、医師又は歯科医師に作成いただく障害年金に係る診断書の記載内容等が、障害状態に基づき障害年金を支給停止する処分等に係る理由付記文書に記載されることとなりますので、貴会会員等に対して周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 理由付記文書の記載内容

障害の程度（障害等級）の認定の考え方を示した上で、対象事案に適用した障害認定基準や当該基準に該当する診断書の記載内容等を示し、これらを踏まえた判断結果を記載します。

2. 理由付記文書の送付時期

理由付記文書の送付は、令和 2 年 4 月 1 日以降に障害の程度を認定する事案から実施します。

なお、腎疾患・肝疾患・代謝疾患による障害及び精神障害に係る障害の状態の再確認並びに障害状態の増進による額改定の請求及び支給停止事由消滅の届出に関する理由付記文書の送付については、令和元年 10 月 1 日以降に障害の程度を認定する事案から実施します。

【本件連絡先】

厚生労働省年金局事業管理課

給付事業室 本山・鶴飼

電話 03-5253-1111（内線 3593・3603）

FAX 03-3595-2708